

平成 30 年度 C F T 構造賞募集のご案内

一般社団法人新都市ハウジング協会では、特殊な構造種別として扱われていた C F T 造の普及活動の一環として、平成 12 年度より当協会の会員を対象に、施工計画審査を受審し施工結果報告書を提出した建物の中から、C F T 造の特長、メリット等を生かした建物を表彰選考委員会が選考し理事会で決定したものを総会時に「C F T 構造賞」として表彰してきました。

その後、建築基準法の改正(性能規定化)に伴い、平成 14 年の告示により、C F T 造が一般建築構造として認知され通常の建築確認により建築可能となったことから、表彰選考対象の見直しを行い、平成 18 年度より非会員の設計・施工建物で協会の技術指導制度の適用物件も対象建物として追加し、また平成 20 年度からは新たに、受賞対象者に建築主を追加するなどさらなる C F T 造への理解と普及を図るべく活動しています。

C F T 構造賞の選考においては、表彰選考項目を『①建築計画及び意匠設計、②構造計画及び構造設計、③耐火設計等の性能設計、④部材製造若しくは施工、⑤ C F T 造の普及に貢献』とし個別評価で選考いたしております。特に近年、C F T 造の利用が増えつつある地方の中小建築についても“⑤ C F T 造の普及に貢献”という観点から、積極的に選考・表彰したいと考えておりますので、奮ってご応募下さいますようお願い申し上げます。

— 応募要領 —

1. 対象建物及び応募者

- ・対象建物：平成 29 年(平成 29 年 1 月～12 月)中に竣工の C F T 造建物で、表彰選考項目を生かした建物。
ただし、非会員は当協会の施工計画の技術指導或いは耐火設計(使用許諾を含む)の技術指導を受けた建物。
- ・応募者：上記建物の実現に貢献した設計者または施工者。

2. 審査

- ・審査：C F T 構造賞の審査は、所定の応募申込書に基づいて審査します。
- ・審査員：当協会 C F T 構造賞選考部会及び表彰選考委員会
- ・表彰選考項目：①建築計画及び意匠設計
②構造計画及び構造設計
③耐火設計等の性能設計
④部材製造若しくは施工
⑤ C F T 造の普及に貢献

3. 表彰等

- ・C F T 構造賞受賞者は表彰建物の建築主及び応募者とし、それぞれ賞状及び賞牌を授与いたします。
- ・当協会通常総会時に実施する表彰式において表彰いたします。
- ・協会は、表彰建物を広く社会に紹介いたします。

4. 日 程

- ・応募期間：平成30年1月4日(木)～平成30年3月30日(金) 必着
- ・結果の通知：平成30年5月下旬頃、応募申込連絡窓口宛にご連絡いたします。

5. 応募方法

- ・申込図書は、書面及び電子データ(CD-R等記録メディア)の2種類を準備し、郵送または宅配便にてご提出ください。
- ・申込図書
 - (1) 応募申込書(当協会指定フォーマット)*
 - (2) 応募に必要と考えられる設計図書抜粋
 - (3) 同詳細図抜粋
 - (4) 竣工写真(外観及び内観)-写真データはJPEG(JPG)形式にて作成してください。
 - (5) その他必要と考えられる資料

※選考作業は応募申込書の記述内容に基づいて行われますので、アピールしたい内容を図表や写真等を盛り込んで、わかり易く表現し作成いただきますようお願いいたします。必要に応じて枚数を増やしても差し支えありません。
- ・申込図書の返却はいたしません。(必要な場合はあらかじめ複製してください。)

6. 受賞作品紹介パネル

- ・受賞作品は表彰式当日に開催する通常総会懇親パーティ会場に「受賞作品紹介パネル」を展示しますので、パネルの制作(A1サイズ、アルミフレーム付)をお願いいたします。
- ・パネルはその後協会内で展示するため返却はいたしません。

7. 講演の依頼

- ・受賞者には、当協会で開催する「アーバン・ハウジング・フォーラム」或いは講習会にて講演をお願いすることがあります。

8. 著作権等

- ・著作権：応募者に帰属します。
- ・発表権：当協会は表彰建物について、雑誌・新聞及び主催者による、協会発行の季刊誌(新都市ハウジングニュース)やホームページ等広報媒体などで発表する権利を有します。

9. 申込図書送付先及びこの件に関するお問い合わせ先

一般社団法人新都市ハウジング協会 事務局 藤崎 宛

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-17 虎ノ門センタービル5階

電話：03-3504-2381 FAX：03-3504-1018

E-mail：anuht-cft@anuht.or.jp

E-mailに電子データを添付しご送付いただく場合、メール1通の受信データサイズに上限がありますので、事前に担当者までお問い合わせください。

以 上